

NPO法人設立サポートのご案内

【特定非営利活動促進法10条1項 設立の認証】

皆さまの団体の活動は どれに該当するでしょうか？

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
5. 環境の保全を図る活動
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
13. 科学技術の振興を図る活動
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

項目	NPO法人の要件	
目的	上記17の いずれかの活動を主な目的としていること 営利を目的としないこと、宗教活動を主たる目的としないこと 政治活動を主たる目的としないこと など	収益事業も 可能です。
会員	10人以上(法人・団体も可、国籍・住所・年齢不問) 加入・脱退を不当に制限しないこと	基本財産や 資本金は不 要です。
役員	理事3人以上、監事1人以上(親族制限あり) 報酬を受けられるのは役員総数の3分の1まで(給与は可)	認証と登記 が必要です。

法人設立手続きは当センターにおまかせください。登記までフルサポートいたします。

NPOワンストップセンターでは

- NPO活動にあたって生じるさまざまな問題に対して
- ◇誰かに 相談したいが どこに相談すべきかわからない◇
 - ◇内部で処理する人がいない あるいは 時間がない◇
 - ◇内部でも処理できるが さらにブラッシュアップしてよりよい成果を得たい◇
- といったご要望に、ワンストップで対応いたします。



当センターを唯一の窓口として、あらゆるご要望に、迅速かつ効率的に対応いたします。

- ◆ 助成金申請・事業計画・実績報告
- ◆ 公的融資申込・事業計画
- ◆ 指定管理者制度
- ◆ 各種許認可・届出
- ◆ 各種契約書作成
- ◆ 会計記帳、諸規定整備 など

無料 NPO法人設立出張相談

NPO法人設立をご検討中のNPO・サークルの皆様の活動場所やミーティング場所に出向き、出張相談を承ります。

サポート費用につきましては適正にお見積りいたしますのでご相談ください。

◆◆NPOワンストップセンター◆◆

三谷行政書士事務所 〒760-0074 高松市桜町1丁目3-26-404

☎050-8806-1859 E-Mail npo@i-mitani.com

営業時間9:00～19:00 URL <http://i-mitani.com/npo/index.html>